

## 経済法規最新情報

### 通力律師事務所

#### 会社と企業買収

##### ・外商投資映画館暫定規定

国家広播電影電視総局は、2003年11月25日に『外商投資映画館暫定規定』(以下、「当該規定」という)を公布した。当該規定は2004年1月1日より実施する。

当該規定は、外国の投資者が中国国内の会社、企業と共に中外合弁、中外合作企業を設立し、映画館を新設、改造し、映画放映業務に従事することを認めたものである。

但し、当該規定は、外国投資者が独資映画館又は映画館ライン会社を設立することを禁止している。

当該規定は、外商投資映画館は以下の条件に合致しなければならないことを明確に指摘している。

(1) 登録資本が600万人民元を下回らないこと。

(2) 固定の営業(放映)場所があること。

(3) 中外合弁映画館においては、登録資本の内、中国側の投資比率が51%を下回ってはならず、全国モデル都市(北京、上海、広州、成都、西安、武漢、南京市)に設立された中外合弁映画館では、登録資本の内、外国側の投資比率は最高75%を超えてはならない。

(4) 合弁、合作期間は30年を超えてはならない。

設立の申請は、所在地の省級商務行政部門に提出しなければならないが、審査認可前に省級映画行政部門の同意を得る必要があり、審査認可後商務部、国家広播電影電視総局、文化部に届け出る。

当該規定は『内地と香港がさらなる密接な経済貿易関係を確立することに関する手配』及び『内地とマカオがさらなる密接な経済貿易関係を確立することに関する手配』に基づき、香港、マカオのサービス提供者にさらに優遇な条件を与えるもので、香港、マカオのサービス提供者がマジョリティを持つことを認めるが、ただし、75%を超えてはならない。

##### ・自動車金融会社管理弁法実施細則

『自動車金融会社管理弁法』の実施細則(以下、「細則」という)は、2003年11月12日に公布された。当該細則は、設立手続及び高級管理者の就任資格面でさらなる規定を設けている。

細則では、会社設立予定地の銀監局(銀監会省級派出機構)は、会社の設立申請の審査機関であり、銀監会は、会社の設立申請の認可機関であることを規定している。そのほか、細則では、行政効率を保証するため、自動車金融会社の設立準備及び開業段階の審査認可機関の審査期限を規定している。銀監会は、それぞれ銀監局がその申請を受理してから、設立準備申請の場合は6ヶ月以内に、開業申請の場合は3ヶ月以内に、認可するか否かの書面決定を出さなければならない。

細則では、各種高級管理者の就任資格について詳細な規定を定めている。董事長、執行董事、總經理、副董事長、副總經理、財務總監、董事は、大学本科以上の学歴を有し、かつ関連する業界に一定期間従事し

ていなければならない。大学本科以上の学歴を有さない場合は、関連する業界に従事していた期間はさらに長くなければならない。

・ 国外金融機関の中国資本金融機関への株式投資管理弁法の公布

中国銀行業監督管理委員会（“銀监会”）は、2003年12月8日に『国外金融機関の中国資本金融機関への株式投資管理弁法』（“『弁法』”）を公布した。これは、外国投資者の中国資本金融機関への投資についての初の重大法規であり、外資の導入を図る中国資本金融機関並びに国外投資者は、以下の問題に注意する必要がある。

1、国外金融機関が法により設立された中国資本金融機関への株式投資、並びに中国資本金融機関へ株式投資した国外金融機関の持分権比率の増加に、『弁法』の規定を適用する。

2、銀监会は、国外金融機関の中国資本金融機関への株式投資の審査認可機関である。『弁法』及び審査認可の実践から見て、国外金融機関の中国資本金融機関への株式投資には、外資主管部門の審査認可は必要ない。

3、中国資本金融機関に投資できる国外金融機関には、国際金融機関、国際持株会社、商業銀行、証券会社、保険会社、基金及び銀监会が認めたその他の外国金融機関が含まれる。

4、『弁法』にいう中国資本金融機関には、法により中国国内に設立された中国資本商業銀行、都市信用社、農村信用社、信託投資会社、企業集団財務会社、金融リース会社及び銀监会が設立を認可したその他の中国資本金融機関が含まれる。

5、1社の国外金融機関の中国資本金融機

関への株式投資比率は、20%を超えてはならない。『弁法』では全ての国外金融機関の1社の中国資本金融機関の累計持株比率には、上限を設けていない。

6、複数の国外金融機関の非上場中国資本金融機関に対する株式投資比率の合計が25%に達する又は超える場合は、当該非上場金融機関に対して、外資金融機関として監督管理を実施する。複数の国外金融機関の上場中国資本金融機関に対する株式投資比率の合計が25%に達する又は超える場合は、当該上場金融機関に対して、従来通り中国金融機関として監督管理を実施する。

### 銀行金融

・ 人民元利率管理の新規定

2003年12月10日、中国人民銀行は、それぞれ『金融機関の貸付利率の浮動区間の拡大に係る問題に関する通知』（“銀発[2003]第250号通知”）と『人民元の貸付利率に係る問題に関する通知』（“銀発[2003]第251号通知”）を公布した。

第250号通知の規定によれば、商業銀行が貸付に適用する利率は、人民銀行が公開した基準利率の90%から170%の間で選択しなければならない。それと同時に、第250号通知では、この利率浮動区間は、全ての異なる種類の企業に対する貸付に適用すると規定している。

第251号通知の規定によれば、(1)中長期の人民元貸付の利率は、元の年間一定の方式から借入当事者間で商業原則により自主的に確定する方式に改める。(2)5年間以上の貸付利率については、金融機関が人民銀行が公開した5年間以上の貸付利率を参照して自主的に確定することを認める。

(3)銀行の人民元の利息支払いの期日及

び方式については、強制規定を行わないこととする。(4) 貸付罰則金利を固定せず、当事者が人民銀行が規定する範囲内で自主的に確定することを認める。第251号通知も、2004年1月1日に正式に実施される。

上記の二つの通知は、現行の関係規定に対して実質的な改正を行うものであり、今後の人民元の貸付業務に重大に影響を及ぼす可能性がある。2004年1月1日以前に署名した貸付契約についていえば、第251号通知の規定に基づき、当該通知は2004年1月1日以降に行った貸付に適用されるといふ点に注意が必要である。そのため、当該貸付契約の下での如何なる貸付も2004年1月1日以降に行われた場合、関係当事者は、当該貸付契約の規定に対して審査し、然るべき改正を行う必要があるか否かを確定する必要がある可能性がある。

### 資本市場

- ・ 国務院国有資産監督管理委員会が国有企業改革制度について新規定を定めた

国務院国有資産監督管理委員会(“国資委”)は、2003年12月15日に『国有企業改革の規範化に関する意見』(“意見”)を公開公布した。意見が提出する要求は、主に中国国有企業(“国企”)の改革に関する認可制度などの10の方面に対するものであり、国企改革に参加する意向のある投資者にとって、意見は、多方面において明確な操作規範を提供するものである。国務院弁公庁は意見の配布を行った。意見の主要内容の一部は以下の通りである。

#### 国企改革の認可制度を明確にした

意見は、国企改革の認可制度に言及する際、まず始めに国企改革の形式を明確にした。例えば、国有持株、株式参加企業の国

有持分権を譲渡する、又は増資により非国有株式の比率を引き上げるなどの行為は、いずれも意見の規範を受ける国企改革行為に属するとした。また意見では、国企改革は改正案を制定し、併せて改革の異なる状況に基づき関連する政府部門の決定又は認可を受けなければならないと規定した。意見の当該規定は、後続の国企改革の認可制度に統一的な枠組みを与えるものとなっている。

中外投資者が注目する中国上場会社の国有持分権譲渡に関する審査認可事項については、意見は新たな規定を定めていないが、国資委は証券監督管理部門と共同でさらに完全な規範を定める意向があることを明らかにしている。

#### 取引管理の完備

以前の規定と異なるのは、意見では、非上場国企の国有財産権の譲渡は、必ず財産権取引市場に組み入れなければならないと明確に規定している点である。これは間接的に財産権市場の中国各地における全面的確立と完備に対し要求を出すことになった。実際、一部の大都市では成熟した財産権取引市場がすでに形成され、詳細な取引細則が出されている。しかし、いまだに多くの地域では成熟した市場と操作規則が形成されていない。このような状況が今後の国有財産権譲渡に影響を与えるのではないかと思われる。

#### 新たな譲渡価格管理制度の確立

意見では国有財産権譲渡価格管理の規定に新たな制度が設けられた。それは国企改革に参加する投資者にとって大きな影響をもたらされると思われる。意見では、国有財産権の譲渡価格の原則は一括精算であり、一括精算が確かに困難な場合は、譲渡人及

び譲受人双方が協議し、権限を有する機関の認可を受ければ、分割支払いの方法を採用することもできるとしている。分割支払いの際には、初回の支払いが総価格の30%を下回ってはならない。剰余金額は、譲受人が合法的な担保を提供し、かつ初回支払い日から1年以内に支払いを完了しなければならない。

### 海商海事

・2004年1月1日より新たな輸出入関税条例が実施される

2003年11月23日、国務院第39号令で『輸出入関税条例』（以下、“新条例”という）が公布された。新条例は2004年1月1日より実施される。新条例は、輸出入貨物の関税税率の設置と適用、輸出入貨物の租税完納価格の確定、輸出入貨物の関税の徴収及び出入国物品の輸入税の徴収に関するものである。

現行の輸出入関税条例は、1987年9月に国務院が改訂前の『税関法』に基づき公布したもので、1987年と1992年に国務院は個別の条項に対して調整を行った。改訂後の『税関法』は、2001年1月1日に実施された。WTOの関係規定に合わせ、改定後の『税関法』の関係規定を体现するため、新条例は輸入関税税率の設置、国別適用原則などの内容について新たに定義し、輸入関税に最恵国税率を設け、協定税、特惠税率

及び普通税率と各種の税率の適用原則と国別範囲を明確にした。

それと同時に、新条例では、税関の関係文書に従来バラバラに散見されていた保税貨物、減免税貨物、一時入出国貨物、リース輸入貨物などの特殊方式により輸出入する貨物に対する適用税率の規定をすべて統括し、税関が申告を受け、納税手続を処理した日に実施した税率を適用することを統一的に規定した。

輸出入貨物の租税完納価格の確定面では、WTO『税関評価協定』を全面的に実施するため、新条例は、過去の評価内容について大幅な改正を行い、評価協定の最も主要内容をすべて新条例に納め、併せて評価協定に合わない条項を改正又は削除した。成約価格により納税済み価格を確定できない輸入貨物については、新条例は、税関が状況を把握し、納税義務者と価格折衝を行った後、その他の評価方法を利用して価格評価を行うことができると規定している。

近年の税関の徴税管理における新状況について、新条例は、さらに関係制度を完備している。例えば、企業の資産再構築の納税方法を規定し、代理通関時の納税義務者と通関企業の納税責任を明確にし、税関評価を与える際、現行の関税条例の7業務日の納税期限を15業務日に改め、滞納金の徴収幅を滞納税額の1‰から0.5‰に調整することなどである。